

平成 23 年度第 1 回日本一の健康長寿県構想推進会議資料

(H 2 3 . 5 . 1 2)

【南海地震対策の見直し関係】

テーマ【南海地震対策の見直し】

【課名:健康長寿政策課】

| 取組項目 | 現状 | ～ 課題 ～ | | ～ 対策 ～ | | 実施主体 | 県の関与 |
|-----------------------|--|---|--|--------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|--|
| | | 【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題 | 【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加 | 【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題 | 【新たに見えてきた課題への対策】 今回の震災から見えた課題への対策 | | |
| 1 災害発生時の効果的な保健衛生活動の展開 | <p>◆被災時は、災害の規模や状況、地域特性に応じて柔軟に保健活動を展開する必要があるが、被災の状況によっては、当該自治体職員だけでは、保健活動を迅速かつ的確に行うことが困難になる恐れがある。</p> <p>◆平常時に活動体制を整備しておき、災害発生直後から復興期までの継続的な保健活動を推進するために、平成18年3月にガイドラインを作成している。</p> | <p>【これまでの課題】</p> <p>◆被災状況に応じた保健師の派遣要請と、受入れ体制の整備</p> | <p>【これまでの対策】</p> <p>◆市町村が被災状況や派遣保健師の具体的な役割、支援内容、人員を明確にして福祉保健所に報告した内容を基に、県本庁から他市町村や他県からの保健師の支援要請するという手順を明確化</p> | 市町村 | 啓発・助言 | <p>定期的な研修・防災訓練の実施により、体制整備を図る</p> | ◆的確な被災状況の把握と、スムーズな支援要請ができる |
| | | <p>【新たに見えてきた課題】</p> <p>◆津波の襲来により自治体庁舎(市町村、県)が滅失した場合の被災状況の情報収集</p> | <p>【新たに見えてきた課題への対策】</p> <p>◆情報収集方法の検討 (1)県が情報を収集する仕組みの構築(県全体の情報収集の仕組みとの調整) (2)市町村から情報を上げてもらう仕組みの構築(保健師連絡網の整備など複数ルートの確保)</p> | 市町村 県 | 直接、啓発・助言 | | ◆甚大な被害を受けた市町村からでも情報が収集できる |
| | | <p>◆想定を超える被害により、市町村や県の行政機能が停止した状況下での保健活動の展開、指揮命令系統の明確化 (1)市町村保健行政機能を県が支援する場合 (2)県福祉保健所機能を他の福祉保健所が支援する場合</p> | <p>◆他からの支援により保健活動を展開する仕組みづくり (1)市町村保健行政機能を県が支援する場合 ・市町村行政機能が停止した場合の、保健活動の体制検討と指揮命令のルール化 (2)県福祉保健所機能を他の福祉保健所が支援する場合 ・保健所機能が停止した場合の、他保健所からの支援体制の検討と指揮命令のルール化 (3)(1)、(2)の支援に必要な設備等の確保 ・テント、発電機、燃料、通信機器等、兵庫県など先進地の設備や調達方法を参考にする</p> | 県 | 直接 | | ◆早期の統制された支援体制の導入による、災害保健活動の円滑な実施ができる |
| 2 福祉保健所庁舎等の南海地震への備え | ◆各福祉保健所において南海地震を想定した対応を実施 | <p>【これまでの課題】</p> <p>◆震度6クラスの地震の「揺れ」</p> | <p>【これまでの対策】</p> <p>◆地震の「揺れ」に対する減災対策の実施 ・庁舎の耐震化(別掲の「取組項目」に記載) ・通信手段の確保 ・家具の固定化や危険な製品の倒壊防止 ・職員の安否確認 ・震災後の市町村支援のための資材・装備の整備</p> | 県 | 直接 | <p>各福祉保健所の個別対応</p> | ◆地震の「揺れ(震度6クラス)」に被災しても福祉保健所の機能をできるだけ低下させない |
| | | <p>【新たに見えてきた課題】</p> <p>◆「津波」による施設の被災(現在の想定は、全福祉保健所が浸水しない想定)</p> | <p>【新たに見えてきた課題への対応】</p> <p>◆津波被害を想定した対策の実施 ・台帳の保管場所の変更(上層階への写しの保管等) ・台帳、個人情報の破損、流出の防止 ・電子情報のバックアップ体制の確保 ・既存庁舎の大破を想定した「代替庁舎」の事前選定 ・広範囲かつ長期な災害対策を想定した支援・受援に必要な装備・設備(テント、発電機、通信機器、燃料、シュラフ、管内地図等)の整備(再掲) ・津波を想定した職員の避難場所等の再検討 ◆庁舎へ避難してくる県民への対応</p> | 県 | 直接 | | ◆「揺れ」に加えて、「津波」に被災しても福祉保健所の機能をできるだけ低下させない |

| 個々の取り組み | | | | 目指すべき姿 |
|--|-----|-----|------|--|
| H23 | H24 | H25 | H26～ | |
| <p>定期的な研修・防災訓練の実施により、体制整備を図る</p> | | | | ◆的確な被災状況の把握と、スムーズな支援要請ができる |
| <p>個人情報取扱いのルール化、保健師への説明等</p> <p>保健師連絡網の整備、更新</p> | | | | ◆甚大な被害を受けた市町村からでも情報が収集できる |
| <p>(1) 情報収集</p> <p>(2) 課題整理</p> <p>ワーキング等での協議</p> <p>(3) 必要設備の洗い出し・予算化</p> <p>災害時保健活動支援マニュアルの作成</p> <p>整備開始</p> | | | | ◆早期の統制された支援体制の導入による、災害保健活動の円滑な実施ができる |
| <p>各福祉保健所の個別対応</p> | | | | ◆地震の「揺れ(震度6クラス)」に被災しても福祉保健所の機能をできるだけ低下させない |
| <p>東日本大震災の支援を通じて得た知見による課題の整理</p> <p>健康政策内部WGでの検討</p> <p>全庁での検討</p> <p>全庁的な調整と優先順位付け</p> <p>全庁的な対応 + 各福祉保健所での対応</p> | | | | ◆「揺れ」に加えて、「津波」に被災しても福祉保健所の機能をできるだけ低下させない |

| 取組項目 | 現状 | ～ 課題 ～ | | ～ 対策 ～ | | 実施主体 | 県の関与 | 個々の取り組み | | | | 目指すべき姿 |
|-----------------------|---|--|---|--|--------------------------------------|------|-----------------|---------|-----|-----|------|--------|
| | | 【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題 | 【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題 | 【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加 | 【新たに見えてきた課題への対策】 今回の震災から見えた課題への対策 | | | H23 | H24 | H25 | H26～ | |
| 3 安芸総合庁舎の耐震化 | <ul style="list-style-type: none"> ◆Is値 0.21 ◆庁舎が狭隘 →土木事務所は仮事務所を使用 ◆津波への対策 →平屋建プレハブ事務所の仮土木事務所は浸水する | 【これまでの課題】 <ul style="list-style-type: none"> ◆東部地域の災害拠点として機能 →震度6弱への揺れ対策 →浸水深0.75m、30分の津波浸水対策 →ライフライン機能の維持 ◆対支支部となる土木事務所の入居 ◆発災後に使用する公用車の確保 | 【これまでの対策】 <ul style="list-style-type: none"> ◆免震構造による建替え ・庁舎を1m高上げし、津波による浸水を防止し、庁舎の機能を維持 ・電気、上水などライフラインを確保 ・土木事務所も入居できる広さを確保 ◆2階建自走式公用車駐車場を整備 | 県 | 直接 | | ◆東部地域の防災拠点として機能 | | | | | |
| | | 【新たに見えてきた課題】 <ul style="list-style-type: none"> ◆想定外の津波に対応できない ・浸水深が1階床面より上昇すると、自家発電用の燃料ポンプが浸水により停止し、自家発電ができなくなる ・浸水深が5mを超えると2階が水没し、交換機が水没し、防災無線を含む通信機能を失う また、自走式駐車場の2Fに避難させている公用車が水没し利用できなくなる ・2階が浸水した場合、対支支部、医療対支支部として使用予定の会議室が使用できなくなる | 【新たに見えてきた課題への対策】 <ul style="list-style-type: none"> ◆自家発電の稼働確保 ・燃料ポンプ(燃料タンク)を1階から上階階へ変更 ・ポンプの予備機を確保 などを検討 ◆交換機の機能維持 ・機器を設置するMDF室の5階への変更を検討 ◆自走式公用車駐車場の高層化 ・3階建てへの変更を検討 ◆拠点ビルとしての機能維持 ・会議室、備蓄物資倉庫の2階から上階階への変更を検討 | 県 | 直接 | | | | | | | |
| 4 中央東福祉保健所、幡多総合庁舎の耐震化 | <ul style="list-style-type: none"> ◆中央東福祉保健所、幡多福祉保健所が未耐震である ◆Is値 中央東福祉保健所別館 0.58 幡多福祉保健所 0.44 | 【これまでの課題】 <ul style="list-style-type: none"> ◆平成25年度までに耐震化を実施 | 【これまでの対策】 <ul style="list-style-type: none"> ◆県有建築物の耐震化実施計画に基づき着実に耐震化を進める | 県 | 直接 | | Is値 0.9 | | | | | |
| | | 【新たに見えてきた課題】 <ul style="list-style-type: none"> ◆想定を超える被害により、市町村の保健医療行政機能が停止した場合の県によるバックアップ体制の確立 ・コントロール機能を発揮できるよう、想定外の規模の地震にも耐え得る耐震化を進める ◆津波対策の再検証 | 【新たに見えてきた課題への対策】 <ul style="list-style-type: none"> ◆幡多福祉保健所 免震工法による建替を検討 ◆中央東福祉保健所別館 平時は検査室、診察室、会議室等利用のため耐震補強対応を検討 | 県 | 直接 | | | | | | | |
| 5 衛生研究所の耐震化 | <ul style="list-style-type: none"> ◆Is値 0.31 ◆Is値 0.9にするための工事費 →約5億円 ◆衛生研究所備品の取得価格 →約4億円 | 【これまでの課題】 <ul style="list-style-type: none"> ◆平成25年度までに耐震化を実施 | 【これまでの対策】 <ul style="list-style-type: none"> ◆県有建築物の耐震化実施計画に基づき着実に耐震化を進める | 県 | 直接 | | Is値 0.9 | | | | | |
| | | 【新たに見えてきた課題】 <ul style="list-style-type: none"> ◆発災後の劣悪な環境下で発生する様々な感染症等の迅速な原因特定による健康被害の防止 →地震による検査機器の被害防止 ◆津波対策の再検討 | 【新たに見えてきた課題への対策】 <ul style="list-style-type: none"> ◆免震工法による建替を検討 | 県 | 直接 | | | | | | | |

テーマ【南海地震対策の見直し】

【課名:健康長寿政策課】

| 取組項目 | 現状 | ～ 課題 ～ | ～ 対策 ～ | 実施主体 | 県の関与 |
|---------------------------|--|--|--|--------|------|
| | | 【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題 | 【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加 | | |
| | | 【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題 | 【新たに見えてきた課題への対策】 今回の震災から見えた課題への対策 | | |
| 6 避難所における歯科医療、歯科保健提供体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ◆高知県災害医療救護計画の広域計画において、県が設置する災害医療対策本部、災害医療対策支部の構成メンバーに県歯科医師会が入っている ◆災害医療対策支部からの依頼により、歯科医療チームを編成することが規定 ◆歯科医院への通院が困難な要援護者に対し、在宅歯科医療の提供や相談を目的とし在宅歯科医療連携室を設置するとともに、貸出用在宅歯科医療機器を整備(H22)(今後県内全域に対応できる仕組みづくりを検討していく) ◆在宅歯科医療機器の整備を行う歯科医に対し、経費を助成している | <ul style="list-style-type: none"> 【これまでの課題】 ◆在宅歯科に関わる歯科医師の確保 ◆圏域ごとのネットワークづくりと広域応援体制の確立 ◆在宅歯科医療機器の導入促進 ◆災害時に特化した歯科医療提供体制が確立されていない | <ul style="list-style-type: none"> 【これまでの対策】 ◆在宅歯科に関わることのできる歯科医師把握とリスト作成 ◆圏域ごとのネットワーク、広域応援体制検討 ◆在宅歯科医療機器の購入(助成) 【修正追加すべき対策】 ◆災害時における歯科医療提供の訓練実施 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者別(乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等)の内容の検討 ◆歯科医の避難所までの交通手段(機動力)確保策の検討 | 県歯科医師会 | 支援 |

| 個々の取り組み | | | | | 目指すべき姿 |
|----------------------------|-----|-----|------------------|--|---|
| H23 | H24 | H25 | H26～ | | |
| 在宅歯科に関わることのできる歯科医師把握、リスト作成 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ◆寝たきり等の理由で歯科医院への通院が困難な方に対し、広域応援体制も含めた県内全域に在宅歯科医療を提供する仕組みができる(この仕組みで災害時でも対応が可能) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">※「高知県災害医療救護計画」</div> |
| 圏域ごとのネットワーク、広域応援体制検討 | | | | | |
| 在宅歯科医療機器購入(助成) | | | | | |
| 対象者別の訓練内容の検討 | | | 災害時における歯科医療提供の訓練 | | |
| 災害時の交通手段確保の検討 | | | | | |

テーマ【南海地震対策の見直し】

【課名：医療政策・医師確保課】

| 取組項目 | 現状 | ～課題～ | ～対策～ | 実施主体 | 県の関与 | 個々の取り組み | | | | 目指すべき姿 |
|---|--|---|--|------|---|---|-------|---|---|---|
| | | 【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題 | 【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加 | | | H23 | H24 | H25 | H26～ | |
| 7 医療機関の耐震化の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆災害拠点病院8病院中5病院が耐震化 ◆第2次救急医療機関60病院中30病院が耐震化 | <p>【これまでの課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆国の補助事業を活用した未耐震病院の耐震化を進めてきたが予算上の制約等があり未対応な病院があること | <p>【これまでの対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆国の交付金及び補助金を活用した医療機関への助成 ◆H22年度から恒久的な耐震化の補助を政策提言 | 医療機関 | 支援 | | | | | <p>◆災害時における医療機能の確保</p> <p>※「南海地震対策行動計画」項目7 病院の耐震化率…90% うち広域災害支援病院・災害支援病院・救護病院…100%(平成24年度)</p> <p>注)当該耐震化率は、部分的にでも耐震化が行われている施設数の全体施設数に占める割合</p> |
| | | <p>【新たに見えてきた課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆沿岸地域の医療施設の津波被害 | <p>【新たに見えてきた課題への対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆新築、増改築に伴う移転・かさ上げも視野に入れた現行の国の交付金を使った医療施設の耐震化を進めていくため、補助基準額の引き上げを行うとともに、災害発生により道路等が寸断された際に、孤立した被災地域における医療活動の拠点としての役割が期待される有床診療所についても補助対象となるよう国へ働きかける。 あわせて、浸水や大規模停電における電源確保対策についても国へ働きかける。 | | | 医療機関 | 政策提言 | <p>◆局所的な事故及び災害、地震等による広域的な災害(津波被害を含む)に対応できる救護体制の整備</p> <p>※「南海地震対策行動計画」項目52 (前期) ◆「高知県災害医療救護計画・高知県災害救急医療活動マニュアル」の改訂 ◆DMATに関する運用計画等の完成、DMAT指定医療機関の指定、当該医療機関との派遣協定の締結 ◆すべての災害支援病院にDMATに準ずる医療チームを養成 (後期) ◆H24年度までにDMATを15チーム(6年間) ◆すべての広域災害支援病院、災害支援病院が厚生労働省主催のDMAT研修を修了 ◆医療従事者関係団体との協定締結</p> | | |
| <p>【新たに見えてきた課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆H17に災害医療救護計画及びマニュアルが策定され、H22に見直しを進めてきた | <p>【これまでの課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆DMATや広域医療搬送等、新たに整備されてきた計画や法令等を踏まえた救護計画等の見直し。 ◆全ての広域災害支援病院、災害支援病院に日本DMAT研修修了チームを整備 ◆医療従事者関係団体との協定締結 | <p>【これまでの対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆H22に災害医療救護計画等見直し検討委員会を設置し当該計画及びマニュアルの改訂を進めてきた。 ◆毎年高知県に割り当てられる受講枠に沿って計画的に日本DMATを養成していく。 ◆災害時に協力が必要となる薬剤師会、歯科医師会と協力協定の締結を検討。 <p>【修正追加すべき対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆長期間かつ広域の医療活動を想定に加えた救護計画等の見直し | 県、医療機関 | 直接 | | | | | <p>◆局所的な事故及び災害、地震等による広域的な災害(津波被害を含む)に対応できる救護体制の整備</p> <p>※「南海地震対策行動計画」項目52 (前期) ◆「高知県災害医療救護計画・高知県災害救急医療活動マニュアル」の改訂 ◆DMATに関する運用計画等の完成、DMAT指定医療機関の指定、当該医療機関との派遣協定の締結 ◆すべての災害支援病院にDMATに準ずる医療チームを養成 (後期) ◆H24年度までにDMATを15チーム(6年間) ◆すべての広域災害支援病院、災害支援病院が厚生労働省主催のDMAT研修を修了 ◆医療従事者関係団体との協定締結</p> | |
| <p>【新たに見えてきた課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆現行災害医療救護計画は発災から最長5日間の活動を想定した内容となっているため、長期間の医療活動が必要となる災害には対応できない。 ◆情報伝達手段の喪失 | <p>【新たに見えてきた課題への対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆急性期以降の医療活動の実施を踏まえた救護計画の見直し ◆各種支援の受け入れ計画の策定 ◆災害時の医療救護活動に必要な情報伝達手段の確保を国へ政策提言 | 県、医療機関 | | | 直接・政策提言 | <p>◆入院患者等の速やかな避難体制の確立</p> <p>※「南海地震対策行動計画」項目53 ◆医療機関における防災計画の作成 平成24年度までに作成率…100% ◆医療機関における防災訓練の実施 平成24年度までに南海地震を想定した訓練の実施率…80%</p> | | | | |
| <p>【新たに見えてきた課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆医療機関における津波などへの防災対策の指導・普及が不十分 | <p>【これまでの課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆防災計画の策定状況及び訓練実施状況の把握が十分にできていない | | <p>【これまでの対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆医療機関への防災計画の作成及び訓練実施の指導・啓発。 ◆トリアージ研修等の災害医療研修の参加者に所属病院における災害対策の啓発を促す。 <p>【修正追加すべき対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆県下医療機関の防災計画作成状況、訓練実施状況等を把握・指導していく。 | 医療機関 | | | 啓発・助言 | | | |
| <p>【新たに見えてきた課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆医療機関において津波被害を想定した計画・訓練ができていない。 | <p>【新たに見えてきた課題への対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆津波浸水想定地域内に所在している医療機関に浸水の可能性を周知していく必要がある。 ◆津波被害を想定した防災計画の策定と避難訓練の実施等を指導する。 | 医療機関 | 助言・指導 | | <p>◆入院患者等の速やかな避難体制の確立</p> <p>※「南海地震対策行動計画」項目53 ◆医療機関における防災計画の作成 平成24年度までに作成率…100% ◆医療機関における防災訓練の実施 平成24年度までに南海地震を想定した訓練の実施率…80%</p> | | | | | |

| 取組項目 | 現状 | ～ 課題 ～ | | ～ 対策 ～ | | 実施主体 | 県の関与 | 個々の取り組み | | | | 目指すべき姿 |
|----------------------|---|---|--|--|--|---|--------------|-------------------------|-----|-----|------|---|
| | | 【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題 | 【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加 | 【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題 | 【新たに見えてきた課題への対策】 今回の震災から見えた課題への対策 | | | H23 | H24 | H25 | H26～ | |
| 10 災害時に必要な医薬品の確保 | <p>◆災害用医薬品(急性期対応)の備蓄がなされていないため震災時に必要な医薬品の確保が困難</p> <p>◆災害時の医薬品の供給体制(ルート・役割分担等)が確立されていないため、必要な場所に医薬品の供給が出来ない恐れ</p> | <p>【これまでの課題】</p> <p>◆災害用医薬品(急性期対応)の備蓄</p> <p>◆災害備蓄医薬品の供給体制(ルート・役割分担)の確立</p> | <p>【これまでの対策】</p> <p>◆「災害医療救護計画」に基づく医薬品の備蓄 ・医薬品リストの見直し及び予算化(H22年度対応済) ・急性期の医薬品の備蓄(H23年度実施予定)</p> <p>◆備蓄医薬品の供給体制(ルート・役割分担)の「災害救護計画検討委員会・医薬品部会」での検討</p> | <p>【新たに見えてきた課題】</p> <p>◆今回の震災から見えてきた課題</p> | <p>【新たに見えてきた課題への対策】</p> <p>◆今回の震災から見えた課題への対策</p> | 県 | 直接 | <p>備蓄</p> <p>検討会で検討</p> | | | | <p>◆①救急から慢性疾患に対応した医薬品の備蓄 ②災害時に必要な医薬品の供給体制の確立 ③備蓄不能な医薬品を含めた広域的な供給体制の確立</p> <p>※「高知県災害医療救護計画」</p> |
| | | <p>【新たに見えてきた課題】</p> <p>◆東日本大震災の検証を踏まえた広範囲で長期化する被害への対応 ①慢性疾患等に対応した医薬品の備蓄 ②備蓄出来ない品目への対応 ③県を超えた広域的な医薬品の確保・供給体制</p> | <p>【新たに見えてきた課題への対策】</p> <p>◆慢性疾患等に対する医薬品の備蓄の検討 ◆備蓄の不可能な医薬品及び県域を超えた広域的な医薬品の供給体制について国へ要望</p> | 県 | 直接 | <p>検討会で検討</p> <p>政策提言</p> <p>備蓄</p> <p>政策提言</p> <p>政策提言</p> <p>政策提言</p> | | | | | | |
| 11 高知県赤十字血液センターの機能確保 | <p>◆高知県赤十字血液センターが津波被害想定地域内に位置している</p> | <p>【これまでの課題】</p> <p>◆血液製剤の保管場所の検討</p> | <p>【これまでの対策】</p> <p>◆血液製剤の保管場所を新たに3階に整備</p> | <p>【新たに見えてきた課題】</p> <p>◆東日本大震災の結果を踏まえた津波対策への対応</p> | <p>【新たに見えてきた課題への対策】</p> <p>◆県内における血液製剤の備蓄・供給体制の検討 ◆県域を超えた広域的な供給体制の検討(災害医療救護計画の見直し)</p> | 血液センター | 啓発、助言(連携・要請) | <p>実施</p> | | | | <p>◆災害時に必要な高知県赤十字血液センターの機能確保(血液製剤の供給等)</p> |
| | | <p>【新たに見えてきた課題】</p> <p>◆東日本大震災の結果を踏まえた津波対策への対応</p> | <p>【新たに見えてきた課題への対策】</p> <p>◆県内における血液製剤の備蓄・供給体制の検討 ◆県域を超えた広域的な供給体制の検討(災害医療救護計画の見直し)</p> | 血液センター | 啓発、助言(連携・要請) | <p>備蓄等の検討</p> <p>検討、計画への反映</p> | | | | | | |

テーマ【南海地震対策の見直し】

【健康対策課】

| 取組項目 | 現状 | ～ 課題 ～ | ～ 対策 ～ | 実施主体 | 県の関与 | 個々の取り組み | | | | 目指すべき姿 |
|--------------------|---|---|--|------|-------|--|-------|-----------------------------------|------|--|
| | | 【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題 | 【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加 | | | H23 | H24 | H25 | H26～ | |
| 12 震災時の在宅難病患者の安全確保 | <p>◆難病患者を含む在宅要医療者について、「在宅要医療者災害支援マニュアル」を策定し、支援計画や支援体制を整備しているが、甚大な津波被害、ライフライン復旧の長期化等までを想定して策定したものではないため、支援計画や支援体制の検証が必要</p> <p>【個別支援計画策定状況】 (県福祉保健所が策定) ・特定疾患医療受給者で在宅の人工呼吸器装着者 10名</p> | <p>【これまでの課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆発災後の避難場所と経路の確保 ◆発災後の医療処置・服薬の確保 | <p>【これまでの対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆関係者と「在宅要医療者災害支援マニュアル」を策定 ◆「在宅要医療者の災害対応パンフレット(簡易版)」、「緊急支援手帳」を、特定疾患新規認定者や関係医療機関に配布し、災害対応について啓発 ◆特定疾患新規認定患者(人工呼吸器使用者)の個別支援計画作成(福祉保健所)と定期的な見直し ◆人工透析者の災害支援体制について、県透析医会、患者会、市町村等との検討会と情報共有 <p>【修正追加すべき対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆個々の患者支援計画の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難経路 ・長期停電などへの備え(発電機・バッテリー・ガソリン・予備物品の確保、薬の常備日数など) ◆個々の患者支援計画の見直しを踏まえたマニュアルの再検証 | 県 | 直接 | <p>特定疾患新規認定患者等への情報提供(現状の検証を踏まえ、内容を追加)</p> <p>支援計画見直し</p> <p>マニュアル検証</p> <p>検証したマニュアルに基づき、特定疾患新規認定患者等への支援</p> | | | | <p>◆強い揺れと津波による生命の危機回避(医療機器の故障・破損対策)</p> <p>◆医療機関への搬送までの介護支援者の確保</p> <p>◆医療機関情報の連絡網の整備</p> <p>◆広域的搬送も含めた、医療機関への搬送手段、経路の確保</p> <p>※「南海地震対策行動計画」項目80,84</p> <p>◆在宅要医療者災害支援マニュアルに基づく個別支援体制の検討</p> <p>◆「患者家族用パンフレット(簡易版)」「緊急支援手帳」の新規患者への配付率100%</p> |
| | | <p>【新たに見えてきた課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆在宅要医療者への支援策を、災害時要援護者全体に広げること | <p>【新たに見えてきた課題への対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市町村の「災害時要援護者避難支援計画」策定加速化への協力・支援 | | | 市町村 | 啓発・助言 | <p>市町村の「災害時要援護者避難支援計画」への協力・支援</p> | | |
| 13 消毒用資器材の備蓄体制の確立 | <p>◆沿岸部市町村では5市町村で備蓄が行われておらず、備蓄できている市町村でも、風水害用の備蓄が主となっている。</p> <p>【市町村での備蓄状況】(H22.7調査)</p> <p>沿岸部19市町村 消毒薬あり 11市町村(57.9%) 資器材のみ 3市町村(15.8%) 備蓄なし 5市町村(26.3%) (奈半利町は業者との提携あり)</p> <p>中山間部15市町村 消毒薬あり 7市町村(46.7%) 資器材のみ 1村(6.7%) 備蓄なし 3町村(20%) 回答なし 4町村(26.7%)</p> | <p>【これまでの課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地震発生後の津波に対応できるか市町村での備蓄計画や供給体制の検証 | <p>【これまでの対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市町村での消毒薬等の保有状況の把握・毎年調査を実施 ◆市町村への備蓄に関する啓発 <p>【修正追加すべき対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆卸業者等での流通量の調査 ◆大規模災害時での供給に関する検証 | 市町村 | 啓発・助言 | <p>消毒薬等の保有状況調査</p> <p>消毒薬等の保有状況調査</p> <p>消毒薬等の保有状況調査</p> <p>消毒薬等の保有状況調査</p> <p>備蓄について働きかけ</p> <p>医薬品卸業者での供給体制の確立</p> <p>卸業者流通量の調査</p> <p>大規模災害時対応の検証</p> | | | | <p>◆保健所及び市町村での消毒薬等の備蓄体制の確立</p> <p>※「南海地震対策行動計画」項目48</p> <p>◆消毒用資器材の保有状況調査の実施</p> |
| | | <p>【新たに見えてきた課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆津波で流失しない場所での消毒薬等の保管 | <p>【新たに見えてきた課題への対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市町村での保管場所等の把握、検証 ◆津波を想定した保管の啓発 | | | 市町村 | 啓発・助言 | <p>保管場所の調査</p> <p>市町村への働きかけ</p> | | |

テーマ【南海地震対策の見直し】

【課名:食品・衛生課】

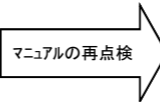
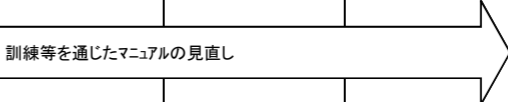
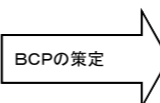
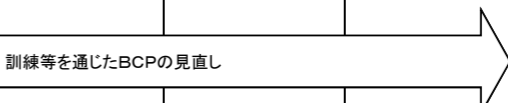
| 取組項目 | 現状 | ～課題～ | ～対策～ | 実施主体 | 県の関与 |
|-----------------|---|---|--|---------------------|------|
| | | 【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題 | 【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加 | | |
| | | 【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題 | 【新たに見えてきた課題への対策】 今回の震災から見えた課題への対策 | | |
| 14 水道施設の耐震化の推進 | ◆高知県上水道の耐震化は28.29% (基幹管路)で、南海地震発生時には多くの水道管が損傷し、復旧に多くの時間と費用が見込まれる。 | 【これまでの課題】 ◆国庫補助の採択要件が厳しく、市町村の予算等の関係があり、耐震化の取り組みができていない。 ◆公営事業としての採算経営の枠組みの中で、事業者たる市町村に取り組んでもらわなければならない。 【新たに見えてきた課題】 ◆津波による被害が予想以上に大きく広範囲で、水道施設の耐震化の必要性が増大している。 | 【これまでの対策】 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加 【新たに見えてきた課題への対策】 今回の震災から見えた課題への対策 | 水道事業者 (市町村) | 支援 |
| 15 広域火葬の実施体制の整備 | ◆県内には14箇所しか火葬場がなく、想定規模の南海地震発生時には、多くの火葬場が使用不能になる恐れがある。 ◆地震発生後、火葬を実施する場合、県内外の火葬場の協力のもと、火葬を実施する必要がある。 | 【これまでの課題】 ◆地震発生後にとるべき応急対応マニュアル等が不十分 ◆広域火葬計画の策定 | 【これまでの対策】 ◆広域火葬計画の策定 (H26年度) ・火葬場関係者連絡協議会の設立 (H22年度) ・関係市町村との協議 (H23年度予定) ・関係県との協議 (H24年度予定) 【修正追加すべき対策】 ◆火葬対応が困難な場合の土葬の検討 | 県 | 直接 |
| 16 ペットの保護体制の整備 | ◆災害時における動物救護に関して即応できる態勢ができていない。 | 【これまでの課題】 ◆被災した飼い主不明のペットの保護・飼養管理活動や被災したペットの飼い主への援助活動に係る体制整備 | 【これまでの対応】 ◆災害時のペット保護マニュアルの作成 ・獣医師会との協定締結 [H23.4/25] ・動物関係団体との調整 【修正追加すべき対策】 ◆今回の震災を踏まえたマニュアルの作成 | 県 獣医師会等 の関係団体 | 協働 |

| 個々の取り組み | | | | 目指すべき姿 |
|---------|-----|-----|------|--|
| H23 | H24 | H25 | H26～ | |
| | | | | ◆早期の給水復旧をめざせる基幹管路の耐震化。 |
| | | | | ◆災害時における効率的な広域火葬の推進 ※「南海地震対策行動計画」項目47 ◆各地域の火葬場の調査及び連絡協議会の設置、葬祭用具等の供給方法等の検討 ◆県広域火葬計画の策定 |
| | | | | ◆災害発生に伴う動物の保護及び危害防止に迅速に対応できる官民の協力体制の確立 ※「南海地震対策行動計画」項目49 ◆災害時のペット保護マニュアルの作成 ◆獣医師会等との関係団体との協定の締結 |

テーマ【南海地震対策の見直し】

【課名: 県立病院課】

| 取組項目 | 現状 | ～課題～ | ～対策～ | 実施主体 | 県の関与 |
|---|---|---|--|------|------|
| | | 【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題 | 【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加 | | |
| | | 【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題 | 【新たに見えてきた課題への対策】 今回の震災から見えた課題への対策 | | |
| 17【県立病院】 ①災害対応マニュアルの再点検 ②BCP(事業継続計画)の策定 | ◆各病院がそれぞれ、災害発生時の初動体制等を規定した「対応マニュアル」を策定しているが、早期復旧と事業継続を目的とした「事業継続計画(BCP)」までは策定できていない | 【新たに見えてきた課題】 ◆今回の震災を踏まえた、マニュアルの再点検を行う必要がある。 ・災害発生時の初動体制 ・患者、職員等の安全確保体制 ・災害時の医療供給体制 ・薬品、食糧、燃料等の備蓄体制 ・DMATの派遣等、災害時の応援態勢 等 ◆業務委託を行っている企業、薬品等の納入先企業など関係先を巻き込んだ、事業継続計画(BCP)を策定する必要がある。 | 【新たに見えてきた課題への対策】 ◆災害対応マニュアルの再点検を行うとともに、職員及び院内で従事する関係企業の従業者等に対しても内容の徹底を図る。 ◆病院におけるBCPの先進事例の収集や研究を行い、実践的・実務的なBCPを早期に策定する。 | 県 | 直接 |

| 個々の取り組み | | | | 目指すべき姿 |
|--|---|-----|------|--|
| H23 | H24 | H25 | H26～ | |
| マニュアルの再点検  | 訓練等を通じたマニュアルの見直し  | | | ◆マニュアルの内容の周知や日常の訓練等を通じて、災害発生時に、職員及び関係者が戸惑うことなく自然にそれぞれの役割をこなすことができるシステムを確立する。 |
| BCPの策定  | 訓練等を通じたBCPの見直し  | | | |

テーマ【南海地震対策の見直し】

| 取組項目 | 現状 | ～ 課題 ～ | | ～ 対策 ～ | | 実施主体 | 県の関与 | 個々の取り組み | | | | 目指すべき姿 | 課名 |
|----------------------|---|--|---|--------------------------------|--------------------------------------|--|---|---------|---|---|------|--------|----|
| | | 【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題 | 【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加 | 【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題 | 【新たに見えてきた課題への対策】 今回の震災から見えた課題への対策 | | | H23 | H24 | H25 | H26～ | | |
| 1 災害時要援護者の支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆災害時要援護者支援連絡協議会の設置状況(H22.10.31現在) <ul style="list-style-type: none"> ・設置済みまたは同等の集まりがあるのは6市町村(設置予定及び検討しているのは17市町村、設置予定未定 11市町村) ◆災害時要援護者避難支援プランの策定状況(H22.10.31現在) <ul style="list-style-type: none"> <全体計画> <ul style="list-style-type: none"> ・策定済:25市町村 未策定:9市町村 <個別計画> <ul style="list-style-type: none"> ・策定済:1市 策定中:19市町村 未着手:14市町村 ◆災害時要援護者台帳の整備状況(H22.10.31現在) <ul style="list-style-type: none"> ・整備済:5市町村 整備中:24市町村 未着手:5市町 | <p>【これまでの課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆南海地震対策行動計画では、市町村での災害時要援護者支援連絡協議会の設置率を、平成23年度までに100%とすることを目標としているが、設置が進んでいない。 ◆避難支援プランの策定や要援護者台帳の整備について、未着手の市町村も多く、取り組みの加速化が必要。 ◆特に個々の要援護者の個別避難プランの策定が進まないのは、人口減少・高齢化に伴い災害時における避難支援者やボランティアの確保が困難であることも背景にある。 | <p>【これまでの対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市町村に対する避難支援プランの策定に関する研修会等の開催 ◆要援護者台帳の整備に活用可能な補助メニューの周知 ◆地域福祉計画の策定、実践活動の推進による、要援護者を地域で支援する、地域の支え合いの再構築 | 市町村 | 支援 | <p>市町村に対する研修会の開催、プランの策定への支援</p> <p>市町村における地域福祉計画の策定、見直し</p> <p>市町村における要援護者支援連絡協議会の設置</p> <p>避難支援プランの策定</p> <p>個別支援計画の策定・更新</p> <p>要援護者台帳の整備</p> <p>全体計画の策定</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆災害発生時における、地域での要援護者に対する迅速かつ確実な支援体制の確立 | 地域福祉政策課 | | | | | |
| | | <p>【新たに見えてきた課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆大津波から要援護者を迅速に避難させるための避難場所や避難手段の検証及び見直し | <p>【新たに見えてきた課題への対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆津波到達時間が短い場合など、想定されるケース別のシミュレーション ◆市町村や各社会福祉施設と連携した対応策の検討 | 市町村 | 支援 | <p>南海地震対策等に関する市町村課題検討会における検討</p> <p>必要に応じて、避難場所や手段の見直し</p> | | | <ul style="list-style-type: none"> ※「南海地震対策行動計画」項目80 ◆災害時要援護者支援連絡協議会の設置率 100% (平成23年度) | | | | |
| | | <p>【新たに見えてきた課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害発生後において、在宅での支援を必要としている要援護者へのきめ細かな対応が必要 | <p>【新たに見えてきた課題への対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆民生委員等による地域での見守り支援 ◆あったかられあいセンターなど、地域の拠点となる場所での相談機能の強化 ◆地域福祉計画の策定、実践活動の推進による、要援護者を地域で支援する、地域の支え合いの再構築 | 民生委員等市町村社協等 | 啓発・助言 | <p>民生委員による地域での見守り支援、地域の拠点場所での相談機能の強化</p> | | | | | | | |
| 2 福祉避難所の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆福祉避難所の指定・協定状況(H23.3.31現在) <ul style="list-style-type: none"> ・3市町 6ヶ所 ◆「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の策定(H22.8)・周知 ◆福祉避難所として利用可能な施設調査結果の公表(H22.9、H23.3) ◆H16年度までは、地域交流スペースの整備に係る国庫補助あり。 | <p>【これまでの課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆福祉避難所の指定の必要性に対する認識が浸透していない。 ◆各市町村において避難支援プランの策定が進んでいないことで、対象者の情報を市町村が十分に整理できておらず、適切な支援のできる施設等の選定に至っていない。 ◆必要な備蓄物資やベッドの確保、地域交流スペース等の施設の改修等が必要となる場合がある。 | <p>【これまでの対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆福祉避難所として利用可能な施設の情報提供 ◆「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の周知 ◆市町村担当者会での説明及び指定・協定促進の依頼 ◆活用可能な補助メニューの周知 | 市町村 | 支援 | <p>HPなどによる利用可能な施設の情報提供</p> <p>福祉避難所の指定・協定に向けた支援(ガイドライン、説明会等)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆一般の避難所では生活できない特別な配慮を要する要援護者が安心して避難できる避難場所の提供 | 地域福祉政策課 | | | | | |
| | | <p>【修正追加すべき対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域交流スペース整備の財政的支援について、国への提言を検討 | <p>【新たに見えてきた課題への対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆専門職等の人員の確保ができる体制の構築 | 県 | 政策提言 | <p>国への政策提言(地域交流スペースの整備補助)</p> <p>地域交流スペースの整備の促進</p> | | | <ul style="list-style-type: none"> ※「南海地震対策行動計画」項目81 ◆平成23年度までに、福祉避難所マニュアルの作成・市町村への説明会の実施 ◆平成23年度までに福祉避難所として利用可能な施設の把握 調査率100% ◆平成23年度までに介助員等の人材確保の方法等の検討 | | | | |
| | | <p>【新たに見えてきた課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆福祉避難所での避難生活が長期化した場合の対応 | <p>【新たに見えてきた課題への対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆専門職等の人員の確保ができる体制の構築 | 県 | 啓発・助言 | <p>他県や社会福祉施設団体等との応援協定等の検討</p> <p>関係機関への要請</p> | | | | <ul style="list-style-type: none"> ※「南海地震応急対策活動計画」 地域福祉部 地域福祉政策班 ◆避難場所の運営支援 | | | |

テーマ【南海地震対策の見直し】

| 取組項目 | 現状 | ～課題～ | | ～対策～ | | 実施主体 | 県の関与 | 個々の取り組み | | | | 目指すべき姿 | 課名 |
|--------------------------------|---|--|---|---|--|----------|---|--|-------------------------------------|-----|------|--------|----|
| | | 【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題 | 【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加 | 【これまでの課題】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加 | 【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加 | | | H23 | H24 | H25 | H26～ | | |
| 3 社会福祉施設の総合的な防災対策 | <ul style="list-style-type: none"> ◆土砂災害等危険区域や、耐震構造の有無は把握している ◆施設の場所を地図に記載し、浸水区域の有無などを確認 ◆東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により、東南海・南海地震防災対策計画の策定とそれに基づく避難訓練の実施について実地指導において確認 防災対策計画策定届出施設数 145/153施設 (H23.5.6現在) | <ul style="list-style-type: none"> 【これまでの課題】 ◆社会福祉施設の防災対策等の状況の把握 【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題 ◆社会福祉施設の総合的な防災対策情報の網羅及び総点検の実施 ◆施設側の防災対策の促進 ◆地震等が発生した場合の注意喚起及び状況を速やかに確認するための情報の整理 ◆津波が想定される区域にある施設の安全性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 【これまでの対策】 ◆施設への実地指導時に防災対策の確認及び助言などを実施する 【新たに見えてきた課題への対策】 ◆社会福祉施設の防災カルテの作成 ◆社会福祉施設の総合的な防災対策への支援 ◆移転改築を含めた検討 | <ul style="list-style-type: none"> 【課題への対策】 (県) ◆施設の総合的な防災情報の把握 ◆防災対策の指導、助言、支援 ◆浸水被害のない場所への移転対策の検討 ◆施設の立地抑制(検討) ※山口県は要綱による抑制(H22.7)(施設) ◆必要な防災対策の実行 | 県 | 直接 | <p>個々の取り組み</p> <p>H23: 実地指導時に防災対策の確認、助言を実施</p> <p>H24: 防災対策への補助</p> <p>H25: 防災カルテの作成</p> <p>H26～: 施設へのフィードバックに基づく施設の防災対策の支援(施設に対して指導・助言)、移転改築の検討</p> <p>国への提案・要望(移転改築の場合の補助率の嵩上げ)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆全ての社会福祉施設で、施設の実情に応じた防災対策が整備され、定期的に訓練が実施されている | 高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 | | | | |
| 4 社会福祉施設の地震防災対策マニュアルの作成・見直し | <ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者施設 作成率 81.5% 243/298施設(H23.3.31現在) ◆障害児・者施設 作成率 66.2% 49/74施設(H23.3.31現在) ◆児童養護施設等 作成率 90.9% 10/11施設(H23.3.31現在) | <ul style="list-style-type: none"> 【これまでの課題】 ◆マニュアル未作成施設の早期策定と既存施設マニュアルの点検及び見直し 【新たに見えてきた課題】 ◆東日本大震災を踏まえて、津波対策を中心に県マニュアルの見直しの検討 | <ul style="list-style-type: none"> 【これまでの対策】 ◆施設マニュアルの策定あるいは既存施設マニュアルの点検・見直しと併せ、「社会福祉施設における災害対応マニュアル(風水害対策編)」に沿った項目の追加指導等 【新たに見えてきた課題への対策】 ◆部内のワーキングによる「社会福祉施設地震防災対策マニュアル」の見直し(H23.4.18～) ◆見直し後の県マニュアルの周知 ◆施設が作成するマニュアルの見直しへの支援 | <ul style="list-style-type: none"> 【課題への対策】 ◆定期的なマニュアルの見直し ◆部内のワーキングによる「社会福祉施設地震防災対策マニュアル」の見直し ◆見直し後の県マニュアル周知・各施設マニュアル見直しへの支援 | 社会福祉施設 | 指導・啓発・助言 | <p>施設マニュアル作成率 100%</p> <p>定期的なマニュアルの見直し</p> <p>部内のワーキングによる「社会福祉施設地震防災対策マニュアル」の見直し</p> <p>マニュアル見直し</p> <p>定期的なマニュアルの見直し</p> <p>見直し後の県マニュアル周知・各施設マニュアル見直しへの支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆各施設においてマニュアルに基づく訓練の実施などにより、地震防災対策等の充実強化が図られている。 ※「南海地震対策行動計画」項目83 高齢者関係施設 障害者関係施設 児童関係施設 マニュアル作成率100% (平成26年度まで) 平成23年度までにマニュアル作成率75% | 高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 | | | | |
| 5 社会福祉施設における訓練の徹底 | 各社会福祉施設において、消防法の規定で定められた消防計画及び、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく対策計画に基づく避難訓練の実施を指導 | <ul style="list-style-type: none"> 【これまでの課題】 ◆一部の施設で計画に基づく訓練が適切に行われていないことがあった 【新たに見えてきた課題】 ◆津波被害想定を見直すことによって津波からの避難計画を抜本的に見直す必要がある ◆避難計画の見直しに伴い、避難訓練の実施内容を見直す必要がある | <ul style="list-style-type: none"> 【これまでの対策】 ◆計画に基づく定期的な訓練の実施を指導 【新たに見えてきた課題への対策】 ◆見直された避難計画に基づく訓練実施を指導 【修正追加すべき対策】 ◆想定される津波到達時間までに避難ができるよう訓練を繰り返し実施するよう指導 | <ul style="list-style-type: none"> 【課題への対策】 ◆施設内に津波避難施設の整備 ◆高台への施設移転 | 社会福祉施設 | 指導・啓発・助言 | <p>定期的な訓練の実施を指導</p> <p>定期的な訓練の実施を指導</p> <p>被害想定の見直し</p> <p>【被害の見直しによる課題】 見直された被害想定で、津波到達までに避難ができない場合の対策</p> <p>定期的な訓練の実施を指導</p> <p>定期的な訓練の実施を指導</p> <p>見直された被害想定に基づく訓練の実施を指導</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆定期的な訓練の実施 ◆地震発生時に速やかに安全な高台等に避難ができる | 高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 福祉指導課 | | | | |

テーマ【南海地震対策の見直し】

| 取組項目 | 現状 | ～ 課題 ～ | | ～ 対策 ～ | | 実施主体 | 県の関与 | 個々の取り組み | | | | 目指すべき姿 | 課名 | |
|----------------------------|---|--|---|--|---|--------------|-------|---------------------------|-----------------------|--|-----------------------------|--|--|---------|
| | | 【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題 | 【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加 | 【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題 | 【新たに見えてきた課題への対策】 今回の震災から見えた課題への対策 | | | H23 | H24 | H25 | H26～ | | | |
| 6 県と社会福祉施設の連絡体制の構築 | ◆施設一覧を作成し、電話やFAX等により各施設に連絡し、注意喚起、被害状況の確認を行っている。 | 【これまでの課題】 ◆緊急時の連絡体制等の確保 | 【これまでの対策】 ◆沿岸部にある施設に津波への注意喚起及び被害状況の確認 【修正追加すべき対策】 ◆対象となる施設の位置図等台帳の作成 ◆迅速かつ災害時に確実に機能する連絡方法の確保(1-FAXの活用等)と訓練の実施 | 【新たに見えてきた課題】 ◆津波の警戒区域等にある施設利用者の安全の確保 ◆地震発生後に避難所に避難した施設との連絡体制の確保 | 【新たに見えてきた課題への対策】 ◆緊急時に連絡ができる体制の確保(施設長の携帯番号の把握等) ◆各施設の避難所の把握 | 県 | 直接 | 台帳の作成 | 連絡手段の確保・通信訓練の実施 | 施設に調査・確認 | 台帳の管理・随時修正 | ◆津波の警戒区域等にある施設の連絡先一覧の作成及び緊急時に連絡ができる体制の構築 ◆対象となる施設の位置図等台帳の作成 ※「南海地震応急対策活動計画」 地域福祉部 高齢者福祉班 障害保健福祉班 児童家庭班 ◆施設の被災状況把握体制の整備 ◆施設の被災状況の把握 | 高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 | |
| 7 社会福祉施設の耐震化 | 【高齢者施設】 ◆養護・特養・ケアハウス・老健施設の耐震化率 93% 107/114施設(H22.4.1現在) ※23年度中に2施設が完了 【障害児・者施設】 ◆障害児・者の入所施設の耐震化率 90.0% 27/30施設(H23.3.31現在) ※H23年度に入所型の全施設が完了 【児童養護施設】 ◆児童養護施設等の耐震化率 63.6% 7/11施設(H23.3.31現在) ※H23年度に3施設が完了 | 【これまでの課題】 ◆老朽施設の整備促進 ◆高齢者施設については、耐震化のみの整備は国の財政措置の対象になっていない。 | 【これまでの対策】 ◆耐震化の未定の施設については、改築を要請 | 【新たに見えてきた課題】 ◆震災に伴う建築資材不足等により、耐震化整備工事の遅延が懸念される。 ◆耐震化に伴う移転改築を検討するに当たり、建設場所の再検討が望まれる場合がある。 | 【新たに見えてきた課題への対策】 ◆基金の実施期限の延長について、国の提案・要望していく ◆工事の遅延が顕著な場合は、資材の優先確保や特別な措置について、国への提言を検討する。 ◆高齢者施設の耐震化の財政支援について、国への提言を検討する。 | 社会福祉施設 | 指導・助言 | 改築を要請 | | | | ◆全ての施設が耐震化による安全の確保 ※「南海地震対策行動計画」項目7 高齢者関係施設 耐震化率100% 障害者関係施設 耐震化率100% 児童関係施設 耐震化率100% | 高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 | |
| 8 社会福祉施設の sprinkler の設置 | 【高齢者施設】 ◆設置率(設置義務のある施設)91% 154/169施設(H23.3.31現在) 【障害児・者施設】 ◆設置率(設置義務のある施設)83% 入所施設 25/30(H23.3.31現在) 【児童養護施設】 ◆設置率(設置義務のある施設)100% 1/1施設 | 【これまでの課題】 ◆高齢者施設において、設置義務のない小規模多機能型事業所や275㎡未満のグループホームについても、利用者の安全を確保する必要がある。 ◆障害者のグループホーム・ケアホームで設置義務のある施設(延床面積275㎡以上で重度の方が8割以上)はないが、重度の方が入居する可能性のあるケアホームは、火災発生時の入居者の安全を確保する必要がある | 【これまでの対策】 ◆設置義務のある施設について、基金を活用してSP整備を進める。 ◆設置義務のない施設について、補助対象となる施設は、基金や国庫補助事業により、SP整備を進めていく。 【修正追加すべき対策】 ◆設置義務のない施設についても、基金を活用して整備が可能となるよう国への提言を検討する。 | | | 社会福祉施設 | 支援 | 基金を活用して設置支援 | 設置義務のある施設(入所)はSP設置が完了 | 基金や補助事業を活用して設置支援 | 国への提言・要望 | ◆全ての対象施設にSPの設置 | 高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 | |
| 9 災害ボランティアセンターの立ち上げ | ◆南海地震発生時に、各被災市町村が自力で災害ボランティアセンターを立ち上げ、円滑に運営できるよう、平成19年度から高知県ボランティア・NPOセンターが支援している。(平成22年度まで23市町村で実施、平成23年度 6市町村、平成24年度 5市町村で完了予定) | 【これまでの課題】 ◆災害ボランティアセンターの設立・運営に関するノウハウの習得 | 【これまでの対策】 ◆センター運営の模擬訓練、スタッフ研修の実施 【修正追加すべき対策】 ◆被災地(東松島ボランティアセンター)への支援のための社協職員派遣による現場体験(実地研修) | 【新たに見えてきた課題】 ◆既に市町村が策定している災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直し | 【新たに見えてきた課題への対策】 ◆県ボランティア・NPOセンターと連携した各市町村のマニュアル見直しの検討の支援 | 県社協 市町村社協 | 支援 | 県社協によるセンターの設立・運営に関する市町村支援 | 被災地への県社協及び市町村社協職員の派遣 | 市町村(市町村社協)による災害ボランティアセンターの運営に関する継続的な支援 | ボランティア・NPOセンターと連携した見直し内容の検討 | 各市町村に対する見直し検討の支援 | ◆各市町村での災害ボランティアセンターの速やかな設置と円滑な運営による、災害への迅速な対応 ※「南海地震対策行動計画」項目63 ◆20市町村の体制づくりを支援 事業への補助(平成23年度) ◆6市町村の体制づくりを支援 事業への補助(平成26年度) ※「南海地震応急対策活動計画」 地域福祉部 地域福祉政策班 ◆災害ボランティアセンターの支援 | 地域福祉政策課 |

テーマ【南海地震対策の見直し】

| 取組項目 | 現状 | ～課題～ | | ～対策～ | | 実施主体 | 県の関与 |
|----------------------------|---|---|--|--------------------------------|--------------------------------------|------|------|
| | | 【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題 | 【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加 | 【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題 | 【新たに見えてきた課題への対策】 今回の震災から見えた課題への対策 | | |
| 10 避難者等のための食糧・飲料水等の備蓄促進 | <p>(市町村) ◆市町村では、災害発生後3日間までの対応ができるよう、飲料水、食糧等必要物資の備蓄を進めている。 ◆流通備蓄での対応も進めている。 ＜備蓄目標＞ ・H22年度に約117千人の避難者1日分の食糧・飲料水の確保(現物備蓄は、水:8.1%、食糧:16.3% H21.10現在)</p> <p>(県) ◆県では、震災発生後4日以降の対応ができるよう、家屋損壊による避難者予測者数の1日分の飲料水、食糧の20%を確保するため、H22年度から5ヶ年をかけて段階的に購入する計画としている。 ◆県流通備蓄量 7事業所と協定締結済 計309千リットル ◆11市町村14箇所での備蓄物資を保管している。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>◆東日本大震災による被災地への支援により、現在、県及び市町村の備蓄がほとんどない状態。</p> | 【これまでの課題】 ◆市町村の備蓄が十分に進んでいない。 | 【これまでの対策】 ◆市町村への備蓄物資の確保の要請 | 市町村 | 啓発・助言 | | |
| | | 【これまでの課題】 ◆県の備蓄物資の市町村への提供方法がマニュアル化されておらず、災害時の迅速な対応ができない可能性がある。 | 【これまでの対策】 ◆県の備蓄物資の提供方法のマニュアルの検討・整備 | 県 | 直接 | | |
| | | 【これまでの課題】 ◆県の備蓄量が十分でない。特に東日本大震災において被災地へ支援物資を抛出した結果、ストックがない状況なので、早急な備蓄が必要。 | 【これまでの対策】 ◆H22より5ヶ年での計画的な備蓄を進める。 ◆流通備蓄について、協力事業所の拡大を図る。 【修正追加すべき対策】 ◆早急な備蓄物資の購入(H23年度分) ・H23年度に被災地に提出した分の早期補充 | 県 | 直接 | | |
| | | 【新たに見えてきた課題】 ◆これまでの目標備蓄量や備蓄ルールが適正かどうかの検証、見直し。 | 【新たに見えてきた課題への対策】 ◆東日本大震災の事例を研究・分析し、備蓄量や備蓄ルールなどについて見直しの検証及び市町村との協議を行う。 | 県 | 直接 | | |
| | | 【新たに見えてきた課題】 ◆保管場所のうち、2箇所については、南海地震時には浸水区域内、3箇所については、浸水区域の付近であり、保管場所の点検が必要 | 【新たに見えてきた課題への対策】 ◆浸水区域内の備蓄物資保管場所の再検討 | 県 | 直接 | | |
| 11 物資やボランティアの受け入れへの対応 | <p>◆高知県南海地震応急対策活動計画による受援対応業務の整理 ↓ ○災害対策本部が設置する「応急活動調整所・生活物資対策班」による生活物資(食料、飲料水、生活必需品等)の総合調整 【班の役割(受援対応業務)】 ・市町村要請のとりまとめ ・支援物資の確保 ・備蓄物資の配布 ・輸送手段の確保 ・広域物資拠点(国等からの支援物資の配送先)の運営 など</p> | 【これまでの課題】 ◆関係機関(市町村、事業所等)との連携 ◆高知県南海地震応急対策活動計画における受援対応業務の再点検 | 【これまでの対策】 ◆災害対策本部震災対策訓練への参加 【修正追加すべき対策】 ◆災害対策本部震災対策訓練のさらなる充実(シミュレーションなど) ◆高知県南海地震応急対策活動計画における対応の充実強化 | 県 | 直接 | | |
| | | 【新たに見えてきた課題】 ◆災害発生後の物資の調達、受入、保管、輸送、配布等やボランティアの受入、マッチング等についての具体的な受援体制の検討 | 【新たに見えてきた課題への対応】 ◆庁内関係部局、県ボランティアNPOセンター等との連携体制の構築 ◆県外からの物資受入時における、保管場所から各避難所へのルートの確保及び配分する人員確保など、総合的な受援体制の構築 | 県市町村 県社協 市町村社協 等 | 支援 | | |

| 個々の取り組み | 目指すべき姿 | | | | 課名 | |
|--------------------------------|---|-----|-----|---------|---|---------|
| | H23 | H24 | H25 | H26～ | | |
| 市町村への備蓄物資確保の要請 | 市町村における計画的な備蓄物資確保の推進 | | | | <p>◆震災発生後において、十分な備蓄物資を確保かつ円滑に提供できる体制の確立</p> <p>※「南海地震対策行動計画」項目43 ◆すべての市町村において南海地震発生直後1日分の避難者数に対応した食料・飲料水等を確保(平成22年度) ◆県及び市町村において民間事業者との協定締結の推進</p> <p>※「南海地震応急対策活動計画」 応急活動調整所 生活物資対策班 ◆調達・配送計画の修正</p> <p>地域福祉部 地域福祉政策班 ◆災害救助用物資の給与 ◆協定に基づく物資の調達</p> | 地域福祉政策課 |
| 南海地震対策等に関する市町村課題検討会における検討 | マニュアルの整備 | | | | | |
| 5ヶ年での計画的な備蓄物資の購入 | | | | | <p>◆支援物資等の受入・流通体制及びボランティア等的人的支援の受入体制などの総合的な受援体制の構築</p> <p>※「南海地震応急対策活動計画」 応急活動調整所 生活物資対策班 ◆市町村からの生活物資の支援要請に対する総合調整</p> | 地域福祉政策課 |
| 飲料・食品会社等への働きかけ | 協定締結数の拡大 | | | | | |
| H23年度分の早期購入 | | | | | | |
| H23不足分の早期補充 | | | | | | |
| 事例の研究・分析 | ルールの見直しの検討 | | | 市町村との協議 | | |
| 保管場所の点検・再検討 | 備蓄物資の移動・保管 | | | | | |
| 災害対策本部震災対策訓練への参加 | | | | | | |
| 南海地震応急対策活動計画による受援対応業務のシミュレーション | 高知県南海地震応急対策活動計画における対応のさらなる充実(危機管理部と要調整) | | | | | |
| 現地報告等を基にした課題の整理 | 関係部局との協議 | | | 連携体制の確立 | | |
| 保管場所や避難場所ルートや動員可能な人員等についての整理 | 被害想定の見直しと連動した総合的な受援体制の検討・構築 | | | | | |

テーマ【南海地震対策の見直し】

| 取組項目 | 現状 | ～課題～ | | ～対策～ | | 実施主体 | 県の関与 | 個々の取り組み | | | | 目指すべき姿 | 課名 |
|-----------------------------------|---|---|---|--|-------------------------------------|------|------|---------|-----|---|----------------------------|--------|----|
| | | 【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題 | 【新たに増えてきた課題】 今回の震災から見てきた課題 | 【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加 | 【新たに増えてきた課題への対策】 今回の震災から見た課題への対策 | | | H23 | H24 | H25 | H26～ | | |
| 12 避難所における聴覚障害者の情報・コミュニケーション支援 | <ul style="list-style-type: none"> ◆県の養成事業による登録ボランティア等の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者 83人 ・要約筆記者 170人 ・手話サークル 17団体(14市町村) ・要約筆記ボランティア 8団体(7市町村) ◆支援内容や方法について関係団体と協議 ◆聴覚障害者情報センターの開設(H23.4)により、手話・要約筆記ボランティア等の一元的な調整拠点が整備された | 【これまでの課題】 ◆手話通訳者等の派遣登録及び派遣システムの構築 | 【これまでの対策】 ◆手話通訳者等の派遣登録及び派遣システムの構築 ・聴覚障害者協会との協議(課題整理) | 県 | 直接 | | | | | ◆避難所等における手話等のボランティア派遣体制の確立による情報・コミュニケーション支援の保障 ※「南海地震対策行動計画」項目82 ◆平成23年度までに、手話や点訳等のボランティアの事前登録方法等の検討 | 障害保健福祉課 | | |
| | | 【新たに増えてきた課題】 ◆避難所における要支援者の把握方法及び必要な情報支援のための機器整備等 ◆県外など被災地以外からの通訳等ボランティアの受け入れ体制等の整備 | 【新たに増えてきた課題への対策】 ◆避難所での支援方法の周知徹底及び機器整備への支援 ◆聴覚情報センターを中心とした被災時の支援受け入れ体制や全国組織等との連携方法の整理 | 県 | 直接 | | | | | ◆避難所における情報保障の体制確立 ◆県外など被災地以外からの支援の受け入れがスムーズに実施できる体制整備 | | | |
| 13 災害時における心のケア対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆「災害時における心のケアマニュアル」を作成(H22.3) ◆「災害時における心のケア」従事者養成研修を開催(H23.1, 46名出席) | 【これまでの課題】 ◆心のケアに携わる人材が必要 | 【これまでの対策】 ◆引き続き各福祉保健所圏域での人材育成 【修正追加すべき対策】 ◆岩手県への「心のケアチーム」派遣により明らかになった課題の整理と対応策の普及 | 県 | 直接 | | | | | ◆すべての市町村の保健師等要支援者支援に携わる職員が災害時における心のケアに関する基礎知識を習得する ◆各市町村で心のケアができる体制づくり | 障害保健福祉課 | | |
| | | 【課題】 ◆心のケアに対応する支援チームづくりができていない | 【これまでの対策】 ◆精神保健福祉センター、高知大学等で構成する「心のケア支援チーム」の編成 【修正追加すべき対策】 ◆支援体制づくり ・岩手県への「心のケアチーム」派遣により明らかになった課題の整理 ・体制づくりに向けた関係機関を交えた検討 | 県 | 直接 | | | | | ◆災害時にも必要な人が精神科医療を受けられる体制の整備 | | | |
| | | 【新たに増えてきた課題】 ◆「心のケアマニュアル」の見直し | 【新たに増えてきた課題への対策】 ◆「心のケアマニュアル」の見直しの検討 ・岩手県への「心のケアチーム」派遣により明らかになった課題の整理 ・「心のケアマニュアル」の内容に修正が必要かどうかの検証 | 県 | 直接 | | | | | ◆被災時に活用できるマニュアルの作成 ※「南海地震対策行動計画」項目46 ◆災害時における心のケアマニュアルの作成(平成22年度)・周知(平成23年度) ◆心のケアに携わる人材育成 ※「南海地震緊急対応策活動計画」 地域福祉部 障害保健福祉班 ◆心のケア支援チームの編成、派遣調整 | | | |
| 14 各種データのバックアップ | <ul style="list-style-type: none"> [高齢者福祉課関係] ◆事業所台帳管理システムのデータを1月に1回バックアップ(MO)し、課内の金庫に保管。 [障害保健福祉課関係] ◆障害者手帳交付システムのバックアップデータの保管対策ができていない [児童家庭課関係] ◆母子寡婦福祉基金償還システムのデータを毎日バックアップ(MO)し、金庫に保管している | 【これまでの課題】 ◆母子寡婦福祉基金償還システムについては、セキュリティ対策強化のため、移設の必要性を指摘されていた | 【これまでの対策】 ◆23.10月情報政策課においてバックアップデータの一元化管理 | 県 | 直接 | | | | | ◆災害時にもデータ復旧が可能な仕組みの整備 | 高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 | | |
| | | 【新たに増えてきた課題】 ◆庁舎が壊滅的な被害にあった場合を想定したデータ管理 | 【新たに増えてきた課題への対策】 ◆バックアップデータの複数作成と分散補充の検討 | 県 | 直接 | | | | | | | | |